

電気通信法

カンボジア国王は、

- カンボジア王国憲法
- 2013年9月24日付の第 NS/RKT/0913 号のカンボジア王国政府の任命に関する勅令
- 1994年7月20日付の第 01/NS/94 号閣僚評議会の組織及び機能についての法律の公布に関する勅許
- 1996年1月24日付の第 NS/RKM/0196/20 号郵便電気通信省設置についての法律の公布に関する勅許
- カンボジア王国首相の建議

を参照して、下記の法律を公布する。

第5期国民議会の2015年11月30日の第5会期において採択され、第3期上院議会の2015年12月7日の臨時会において法律文書としての様式について総合的な審査を終えた、電気通信法。その全文は以下のとおりである。

第1章 総則

第1条

本法の目的は、以下のとおりである。

- 社会及び経済の発展の必要性に対応した効率的で、安全な、高品質の、信頼性の高い並びに経済的な電気通信基盤、電気通信ネットワーク及び電気通信サービスの利用及び提供を確保すること。
- 電気通信セクターの発展と統制、電気通信事業者及び電気通信セクター関係者の規制、並びに国家財政の運用の推進及び契約者保護を目的とした合法的で公正な競争環境を確保すること。
- 利用者の保護及び国家予算に資する移動体通信歳入を確保すること。

第2条

本法では、以下の事項を定める。

- 郵便電気通信省の権限。
- 電気通信規制庁の設置、機能及び職務。

- 許可，認可及び免許の分類及び種別。
- 施設基盤及びネットワークの規制及び利用。
- 国内電気通信番号設定及び電子アドレス設定の計画。
- 電気通信機器サービスの基準及び品質，電気通信サービス料金並びに合法的で公正な競争環境。
- 全国均一サービスの提供義務，能力強化及び研究開発。
- 電気通信事業者，電気通信産業関係者及び受信契約者の権利。
- 電気通信セクターにおける罰金及び刑法犯罪についての規制設定。
- 電気通信事業者の権利及び公平競争法制。
- 利用者の権利。

第3条

本法は，カンボジア王国内の全ての電気通信事業者を適用対象とする。

第4条

本法における用語の用法上の定義は，本書付属の用語集によるものとする。

第2章

郵便電気通信省の権限

第5条

以下，郵便電気通信省を「MPTC」と言う。

MPTCは，以下の権限を有する。

- a- カンボジア王国における電気通信の運用の規制並びにその基盤及びネットワークについての政策，開発戦略計画及び法的枠組みを整備すること。
- b- 電気通信セクターにおける国際協力にあたりカンボジア王国政府を代表して調印すること。
- c- 全国均一サービス義務に関するプログラムの作成及び利用，並びに能力強化及び研究開発計画を推進すること。
- d- 電気通信セクターに関係した諸問題について電気通信事業者及び電気通信セクター関係者に対しての指示及び調整を行うこと。
- e- 本法の要件の遵守を推進し奨励すること。
- f- 第3章第1部第8条に基づいて組織されたカンボジア電気通信規制庁の要請に基づき以下に記載する事項に関する省令を発令すること。
 1. 許可，認可又は免許の付与，変更，停止，移転及び取消についての要件。
 2. 電気通信事業者間のネットワーク相互接続。
 3. 電気通信機器の基準とともに施設基盤及びネットワークの利用並び

- に電気通信サービス提供に関する基準の設定。
4. 国内電気通信番号設定計画及び電子アドレス。
 5. 周波数免許の提供、割当、変更、停止、移転及び取消についての条件を規定する国内周波数計画。
 6. 電気通信事業者及び電気通信セクター関係者の合法的で公平な競争活動。
 7. 情報システム及びインターネット・サービスの規制。
- g- 本法その他の規制で定められたその他の業務を遂行すること。

第6条

MPTC は、電気通信及び情報通信技術サービスに関するデータ並びに本セクターにおける技術開発に応じて新たに確立されたサービスの規制について管轄するものとする。全ての電気通信事業者及び電気通信セクター関係者は、MPTC に対し、電気通信及び情報通信技術サービスに関するデータを提供しなければならない。

電気通信及び情報通信技術サービスに関するデータの管理についての職務は、MPTC 省令で定める。

第7条

不測の事態にあつては、MPTC 又は管轄権を有する省庁若しくは機関は、関連する電気通信事業者に対し、王国政府決定に則った必要な措置を講ずることを命じることができる。

第3章

カンボジア電気通信規制庁

第1部

カンボジア電気通信規制庁の設置

第8条

カンボジア電気通信規制庁は、本法に基づいて設置されるものとする。

以下、カンボジア電気通信規制庁を「TRC」と言う。

第9条

TRC は、政務長官と同等の地位にある長官 1 名及び必要に応じ、次官と同等の職位にある数名の構成員により統括される。

TRC 長官及び次官の任期は、3 年である。

長官の選出は、MPTC 大臣が選考してカンボジア王国政府首相に対し提案するものとする。TRC 長官は、学位を保持し、識見を有し、職務を遂行するための適切な資格を有するとともに電気通信事業、情報技術、法律、行政、経済、商業その他実務上必

要な分野に関連した1つ又は複数の分野における10年以上の経験を有していなければならない。

第2部 カンボジア電気通信規制庁の機能及び職務

第10条

TRCは、その行政上、規制上及び会計上の職務を独立して履行する権利を有し、電気通信事業者及び電気通信セクター関係者から独立した存在である。

TRCは、MPTCの予算に付帯する独自の予算を有する。

第11条

TRC予算の作成及び目的は、公共財政制度に関する法律及び関連して適用される規則に沿ったMPTC及び経済財政省の起案に基づく政令により決定されるものとする。

第12条

TRCは、以下の機能及び職務を有するものとする。

- a- 電気通信セクターの指針及び法的枠組みその他該当するカンボジア王国法規制に基づく規制機関の職務を履行すること。
- b- 適用される規制に準じて、電気通信サービスの提供を監視し監督すること。
- c- 電気通信セクターに関連した省令若しくは法律文書の改正について提案すること又は助言を提供すること。
- d- 本法第5条項目(f)で規定された場合における追加決定を発令すること。
- e- カンボジア王国内の電気通信セクターの規制、発展及び検証に関連したあらゆる事項についてのMPTC大臣への報告及び提案を行うこと。
- f- 本法の規定その他の規制に準じて、許可、認可又は免許の付与、変更、停止、移転及び取消を行うこと。
- g- 本法その他の規制において規定された要件に基づき許可、認可又は免許の申請を審査したうえで承認すること。
- h- 本法その他の規制において定められた要件への遵守を確保するため、許可、認可又は免許の申請に関連してTRCへの提出が必要となる書類を審査すること、並びに要件に適法に適合した文書を登録すること。
- i- 本法その他の規制において規定された競争環境の遵守を確保するため、各会計年度において事業者及び電気通信セクター関係者が提出する基準原価の管理状況についての情報を提供する書類及び経済財政省が認めた独立会計監査人が監査した財務報告並びに財務以外の情報を検査すること。

- j- 電気通信事業に関連した紛争を、本法その他の規制の規定に従って規制機関として処理し解決すること。
- k- あらゆる違法な、かつ、行動規範、技術要件並びに本法その他の規制で定められたサービス及び情報機器の品質基準要件に反する事業について捜査しそれに対する措置を講ずるため、本法に規定された適切な措置を遂行すること。
- l- 電気通信セクターにおける行動規範の発展に主導的役割を果たすこと。

第13条

TRC の組織及び機能は、政令で定められるものとする。

第4章 許可、認可及び免許

第14条

いずれの者も、本法その他規制で規定される要件に従って TRC から許可、認可又は免許を取得していない限り電気通信事業を行ってはならず、事業者又は電気通信セクター関係者と自称してはならない。

第1部 許可、認可又は免許の要件

第15条

いずれの者も、以下の活動を営むための許可を TRC に申請することができる。

- a- 電気通信機器の輸入、輸出、供給及び流通。
- b- インターネット・サービス事業。
- c- 電気通信機器の販売又は修理。
- d- 電気通信に関する図書の出版。
- e- TRC が起案する MPTC 省令で定めるその他の活動。

第16条

いずれの者も、以下の活動を実施するための認可を TRC に申請することができる。

- a- 電気通信機器の輸入に関する認可資格を得た代理店として活動すること。
- b- 認可を受けた特定の種類の電気通信機器の取扱い。
- c- TRC が起案する MPTC 省令で定めるその他の活動。

第17条

いずれの者も、以下の活動を実施するための免許を TRC に申請することができる。

- a- 施設基盤及びネットワーク並びにサポート用電気通信基盤の建設又はその利用に関するサービスの提供。
- b- 電気通信サービスの提供。
- c- TRC が起案する MPTC 省令で定めるその他の活動。

第 18 条

免許の要件又は追加要件への適合について本法第 78 条第 1 項に規定された TRC からの指示を受けたあらゆる電気通信事業者は、MPTC が決定した又は TRC が追加で決定した特定の期間内に、当該指示への対処を行わなければならない。

第 2 部

許可、認可又は免許の申請及び発行手続

第 19 条

許可、認可又は免許の申請は、以下の手順によらなければならない。

- a- 本法第 15 条、第 16 条及び第 17 条に規定された活動を実施することを目的とする者は、本法その他の規制が規定する手続及び要件に従ってその許可、認可又は免許を申請することができる。
- b- TRC は、必要とみなした場合、申請者に対し追加情報の提供を求めることができ、当該情報が適切に提供されるまで申請の処理を拒むことができる。

第 20 条

許可、認可又は免許の付与についての決定は、以下の手順に基づくものとする。

- a- TRC は、本法第 15 条、第 16 条及び第 17 条に規定された活動を実施することを目的とする申請者に対し、申請者が本法その他の規制が規定する要件に適合していると確信した場合に許可、認可又は免許を付与することができる。
- b- 許可、認可又は免許の有効期間中に本法その他の規制で定められた何らかの要件が変更された場合、付与された許可、認可又は免許は新たな要件を満たさなければならない。TRC は、当該変更電気通信事業者及び電気通信セクター関係者に対し、許可、認可又は免許の要件に対して当該変更が実施されるに先立ち 1 年以内にこれを通知するものとする。
- c- TRC は、申請者に対する許可、認可又は免許の付与を拒絶する場合、拒絶の理由を記した事前の書面による通知を交付し、申請者に弁明の機会を与えなければならない。

第 21 条

TRC は、全ての付与された許可，認可又は免許の登録一覧表を，あらゆる必要な情報を明記して適切な書式に従って作成し維持管理しなければならない。当該書式は TRC の組織及び機能に関する政令で定められるものとする。

TRC は、電気通信事業についての職務上の秘密を守らなければならない。

第 3 部

保全行為及び破産による移転，承継又は合併

第 22 条

本法第 4 章に規定された許可，認可又は免許に基づいて定められた権利の，契約，承継，合併，又は保全行為を通じてなされる移転は，合法的な手続及び適用法に準じて行われなければならない。

本法第 4 章に規定された許可，認可又は免許に基づいて定められた権利の，契約，承継，合併又は保全行為を通じてなされる移転は，許可，認可又は免許の付与と同じ手続により行われなければならない。

電気通信事業者又は電気通信セクター関係者がその運営を終了することを望んでいる場合，当該事業者又は電気通信セクター関係者は，TRC に対し，運営終了日の遅くとも 30 日前までに該当する電気通信事業者，電気通信セクター関係者又はそれらの者を代理する弁護士が署名した当該運営終了の理由を記載した書面通知を提出しなければならない。

第 23 条

電気通信事業者又は電気通信セクター関係者において，独立監査人による評価により債務超過であること又は財政上の問題を抱える可能性があることが判明した場合，TRC は MPTC からの承認を取得した後，破産法若しくは関連する規則に従って，裁判所に対し破産について調査し暫定監督員を指名することを提案する権利を有する。任命された暫定監督員は MPTC 及び司法省の合同省令に準じた臨時の条件を履行するものとする。

第 5 章

基盤及びネットワーク

第 24 条

電気通信基盤及びネットワーク並びにサポート用電気通信基盤は，適用される規制に準じ MPTC の管轄の対象となるものとする。

第 25 条

電気通信基盤及びネットワークは，空中，地上，地下，河床及び海底の優先使用権

を持つものとする。

都市中心部，住宅地，工業区域，経済特区及び電気通信技術地区における電気通信ネットワークの展開に関する計画策定は，電気通信基盤及びネットワーク開発計画とも統合して進められるものとする。

第 26 条

本法その他の規制に基づき，鉄道駅，公共バス停留所，港湾，空港，国境検問所，病院その他の公共施設を公共電気通信サービス接続に関する優先区域として決定することができる。

第 1 部

電気通信サービスの提供に使用される土地

第 27 条

基盤及びネットワーク又は電気通信設備のために設置，建設又は使用される土地，建造物又は建物の分類は，民法典その他の規則の規定に従って行われるものとする。

第 28 条

電気通信事業者は，民間及び公共の財産上にケーブル及び施設を設置するのに先立ち，政府機関と交渉し，許可を取得しなければならない。

電気通信事業者は，民間財産上にケーブル及び関連機器を設置するのに先立ち，当該財産の所有者と交渉を行い，本法その他の規制に従い契約を締結しなければならない。

第 29 条

電気通信事業者は，基盤及びネットワーク又は電気通信設備の建設，設置又は維持管理のための場所を指定し，その所有者からの承認の取得後，技術仕様を調査するため立ち入ることができる。

第 30 条

土地所有者又は施工業者は，民間又は公共の土地掘削を行う少なくとも 15 日前までに，電気通信設備基盤及びネットワークに対するあらゆる損害を回避するため，管轄政府機関及び電気通信事業者に対して通知を行わなければならない。

第 2 部

共有ネットワーク及び情報基盤の相互接続並びに利用

第 31 条

ネットワークの相互接続及び管理組織の効率性並びに電気通信セクターにおける競争環境を確保するため、本法第 17 条に言う電気通信事業者は、以下の対応を行わなければならない。

- a- 自身の電気通信ネットワークを他の電気通信ネットワークに接続すること。
- b- 要請により、本条項目 (a) で記載されるとおり、他の電気通信事業者が自身の電気通信サービスを、適切な内容及び条件を含んだ依頼に基づき、差別的な取扱いをせず、技術及びサービス品質基準における要件及び透明性の原則に準じて、手ごろな価格で利用できるようにすること。
- c- あらゆる妨害、障壁を回避し、本条項目 (b) で述べられた特性を備えたあらゆる方法を駆使して他の電気通信事業者との円滑な相互接続を確保すること。
- d- 電気通信事業者間における相互接続規則に関する相互接続契約を作成すること。
- e- 双方の電気通信事業者が合意に至らなかった場合、本条項目 (a) に規定された電気通信利用についての提案を TRC に対して提出すること。TRC は、争われた内容及び条件について、当該契約の内容及び条件についての本法その他の規制の規定を根拠として最終判断を下すものとする。
- f- 関係する電気通信事業者間が合意に達してから 15 日以内に承認又は合意について書面で TRC に通知すること。
- g- TRC による要請に基づき本条項目 (a) に関し、TRC が必要とみなすその他の情報とともに書面で報告すること。

第 32 条

ネットワークの相互接続及び管理の効率性、電気通信セクターにおける物理的な基盤並びに競争環境を確保するため、本法第 17 条項目 (a) に規定された電気通信事業者は、以下の対応を取らなければならない。

- a- 本法第 17 条に規定された電気通信事業者に対し、基盤サービス及びネットワーク並びにサポート用電気通信基盤を提供すること。
- b- 本法第 17 条に規定された電気通信事業者とともに共有の基盤及びネットワーク又は機器の利用を提供すること。
- c- 本法第 31 条に定められた規定を遵守すること。

第 33 条

TRC は、電気通信事業者が本法その他の規制が定める適切な書式で作成した相互接続契約及び基本契約の登録一覧表を作成し、維持管理するものとする。

第 34 条

MPTC は、電気通信基盤，エネルギー供給，街灯設置，浄水供給，廃液及び廃棄物処分その他の公共基盤整備計画との整合性を確保するため，電気通信セクターにおける物理的公共基盤及び共有ネットワークの計画策定を主導し，管轄機関との調整を行わなければならない。

MPTC は、物理的公共基盤及び共有ネットワークの利用に関する規制を電気通信事業者及び電気通信セクター関係者に対して公表するものとする。

第 35 条

情報伝達及び電気通信，エネルギー供給，街灯設置，浄水供給，廃液及び廃棄物処分その他の公共基盤に関する共有公共基盤及びネットワークの利用は，景観，環境及び公共の福祉を保全するため効果的な方法で実施されなければならない，かつ，市街化計画に従っていなければならない。

情報伝達及び電気通信，エネルギー供給，街灯設置，浄水供給，廃液及び廃棄物処分その他の公共基盤に関する共有公共基盤及びネットワークの利用は政令により定められるものとする。

第 36 条

TRC は、国内外の共有公共基盤の相互接続及び利用についての追加の要件を，本法その他の規制に準じて作成するものとする。

第 3 部

基準，提供品質及び電気通信機器

第 37 条

MPTC は、運用，提供品質及び電気通信機器を事業者相互で補完し合うことを可能にする信号伝達及びネットワークに関しての国内電気通信基準及び国内基準と国際基準との間の統一化についての規則を作成するものとする。利用者向けの基盤ネットワーク機器，無線通信機器及び電気通信機器を含む，国内電気通信基準に基づいた電気通信機器の種類は個別の規則により定められるものとする。

TRC は、あらゆる電気通信機器の基準を公表しなければならない。

第 38 条

MPTC は、高品質の電気通信サービス提供基準の標準を設定しなければならない。

第 6 章

全国均一サービス提供義務

第 39 条

全国均一サービス提供義務プログラムは、以下の事項を目的とする。

- a- カンボジア王国内の電気通信ネットワークの建設及び開発の促進。
- b- 地方遠隔地に向けたより広範な基本的電気通信サービス、付加価値サービス及び緊急サービスの提供の推進。
- c- 社会及び経済発展のための情報格差の低減。

第 40 条

王国政府は、政令により、差別的取扱いのない、公平で透明であるという原則に基づき、全国均一サービス提供義務プログラムの実施方法を制定するものとする。この方法は、全国均一サービス提供義務プログラムについて以下のとおり定めるものとする。

- a- 全国均一サービス提供義務基金の創設及び運用。
- b- 本法第 17 条に規定される電気通信事業者の免許に基づいて規定される義務又は要件。
- c- 全国均一サービス提供義務基金を利用する電気通信事業者その他の者についての要件。
- d- 全国均一サービス提供義務基金を利用するための手続。
- e- 全国均一サービス提供義務プログラムの実施状況の監督、監視、検証及び評価。

第 41 条

MPTC は、全国均一サービス提供義務基金の本法その他の規制に準じた利用の創出、監督、検証及び評価にあたり、王国政府を補佐する。

第 42 条

全国均一サービス提供義務基金は、国内又は海外の資金で創設することができる。

電気通信事業者及び電気通信セクター関係者は、毎年総売上高の 2% の資金を全国均一サービス提供義務基金に拠出して全国均一サービス提供義務プログラムの維持活動に参加しなければならない。

第 7 章

能力強化、研究開発

第 43 条

能力強化及び研究開発計画の管理方法は、以下のとおりである。

- a- 能力強化・研究開発基金の創設及び運用。
- b- 本法第 17 条で規定される電気通信事業者の免許に規定される義務又は要件。

- c- 能力強化・研究開発基金を利用する電気通信事業者その他の者についての要件。
 - d- 能力強化・研究開発基金を利用するための手続。
 - e- 能力強化及び研究開発計画の実施状況の監督，監視，検証及び評価。
- 能力強化及び研究開発計画の管理方法は，政令により定められるものとする。

第 44 条

MPTC は，能力強化・研究開発基金の本法その他の規制に準じた利用の創出，監督，検証及び評価にあたり，王国政府を補佐する。

第 45 条

電気通信事業者及び電気通信セクター関係者は，国内及び国際的水準の技術発展と整合した能力強化及び研究開発に関する自身の計画を持たなければならない。

第 46 条

電気通信事業者及び電気通信セクター関係者は，毎年総売上高の 1%の資金を能力強化・研究開発基金に拠出して能力強化及び研究開発の維持活動に参加しなければならない。

第 8 章 無線周波数の資源管理

第 47 条

無線周波数帯は，国家の資源であって売買の対象とはならないが，本法その他の規制に準じリース又は免許の付与を通じた使用承認の対象となる。

無線周波数帯は，MPTC の管理管轄下に置かれるものとする。無線周波数帯の設定，管理及び割当は，政令により定められるものとする。

第 48 条

MPTC は，国内無線周波数帯の計画を作成するものとする。国内無線周波数帯計画には以下に記載する内容が含まれる。

- a- 無線周波数割当表の作成。
- b- 無線周波数帯域への進入及び信号干渉に関する規則。
- c- 無線周波数帯域利用の監視及び審査。

TRC は，MPTC 省令に従った本無線周波数使用についての免許保有者との取り決めについての関連規則を発令しなければならない。

全ての個人は，国内無線周波数帯計画を遵守しなければならない。

第 9 章 国内番号設定計画及び電子アドレスについての指定

第 49 条

MPTC は、カンボジア王国における国内番号設定計画及び電子アドレスの監督管轄権を持つものとする。国内番号設定計画の運営及び指定、電気通信アクセスコードの配布並びに緊急番号及び電子アドレスを含む電気通信番号の割当は本法その他の規制に準ずるものとする。

第 50 条

TRC は、以下に記載する事項に関し、電気通信事業者又は電気通信セクター関係者に対し国内番号設定計画及び電子アドレスについて指示及び公表するものとする。

- a- 電気通信アクセスコードの配布、電気通信番号及び電子アドレスの割当。
- b- 電気通信アクセスコード及び電気通信番号並びに電子アドレスの譲渡、返還又は取消。
- c- 電気通信アクセスコード、電気通信番号及び電子アドレスの利用料金。
- d- TRC の起案に従って MPTC が定めるその他の追加事項。

第 51 条

TRC は、電気通信番号及び電子アドレスの利用者に対し、以下の事項に関して指示及び公表するものとする。

- a- 電気通信番号の利用、保管、変更又は譲渡。
- b- 電子アドレスの利用、保管、変更又は譲渡。
- c- MPTC が定めるその他の追加事項。

第 52 条

MPTC は、本法第 18 条に記載されるとおり、TRC の提案に従い、電気通信事業者間における電気通信アクセスコード及び電気通信番号並びに電子アドレスの配布について規定し、それらの譲渡について承認するものとする。配布及び承認は、透明性を確保し差別的取扱いがないという原則を遵守して行われなければならない。

第 53 条

MPTC は、国内番号設定計画及び電気通信アクセスコード並びに電子アドレスを制定して、本法第 17 条に規定された電気通信事業者一覧表とともに保有するものとする。その手続は MPTC 省令で定める。

TRC は、本条第 1 項に規定された国内電気通信番号設定計画及び一覧表を公表するものとする。

第 10 章 電気通信サービス料金及び競争環境

第 54 条

MPTC は、合法的で公平な競争環境を確保するため、電気通信サービス料金の規制についての管轄権を有する。

第 55 条

MPTC は、以下の事項についての TRC の要請に基づき、電気通信サービス料金を省令により規定するものとする。

- a- 競争確保に関する政策及び規制並びにその他の規制。
- b- 電気通信事業者及び電気通信セクター関係者が提供する、基準原価、独立監査人作成の財務報告及び財務情報以外の情報。
- c- 本法その他適用規制が定めるその他の事項。

第 56 条

TRC は、電気通信サービス料金を監視し、規制する権限を有する。TRC は、電気通信サービス料金に関する以下の点についての法定文書を公開するものとする。

- a- 免許保有者間における電気通信サービス単価。
- b- 免許保有者と受信契約者間の電気通信サービス単価。
- c- 電気通信サービスの基準原価の計算式及び同サービスの基準原価を提供する方法。
- d- 電気通信サービスに関する優待による販売促進手法は透明性、平等及び適切性確保の原則に基づかなければならないこと。

第 57 条

MPTC は、電気通信サービス料金についての法規制を見直す権利を有する。

第 58 条

電気通信事業者は、本法第 56 条項目 (c) に規定された基準原価を下回る電気通信サービス料金を設定してはならない。

電気通信事業者は、緊急時のサービスが無償で提供しなければならない。

TRC は、合法的で公平な競争環境を確保するための本法その他の規制で定める追加措置も講じなければならない。

第 59 条

電気通信事業者は、以下を実施する義務を負う。

- a- 本法第 56 条項目 (a) に準じて電気通信サービス料金を公表すること。

- b- 本法第 56 条項目 (b) に準じて改訂又は変更された料金を含めて電気通信サービス料金を公表すること。

第 60 条

TRC は、電気通信事業市場における合法的で公平な競争を監視、監督して審査し、追加規定の必要を MPTC に報告する権限を有する。合法的で公平な競争環境を保障するため、TRC は、以下に記載する条件の達成を確保しなければならない。

- a- 合理的基準に照らして相当な料金、良好なサービス品質及び多様な選択肢が利用者にとって実現することに向けた支援。
- b- 許可、認可又は免許の保有者間における平等で透明性の確保された情報交換の推進。
- c- 違法で不公平な競争による損害からの許可、認可又は免許の保有者の保護。
- d- 法律及び適用される規制が定めるその他の競争条件。

第 61 条

全ての電気通信事業者は、公平で自由、平等、効果的な競争の原則の遵守を義務付けられている。

公平で自由、平等、効果的な競争の原則に反する以下のあらゆる行動は禁じられている。

- a- 以下を目的として実施された場合、市場の競争環境を妨害し、制限し、ゆがめることとなる運営の遂行についてのあらゆる会合、合意、運営遂行上の暗黙又は書面による了解。
 - 1) 電気通信事業者又は電気通信セクター関係者の電気通信市場競争における権利の妨害又は制限。
 - 2) 料金の恣意的な上昇又は低下をもたらすおそれのある、自由な通信料金設定への拘束。
 - 3) 電気通信事業の運営、投資又は技術開発の管理についての権利の部分的又は全般的な制限。
 - 4) 電気通信事業市場又は供給資源を分け合うこと。
- b- 活動又は競争環境に影響を及ぼすおそれのある項目 (a) で規定された特性を持つ、事業者及び電気通信セクター関係者の単体若しくは集団による、市場の一部又は全体に影響を及ぼす市場優位性の乱用行為。この乱用行為とは、相手方当事者が不当な取引条件に同意しないことを理由とした販売拒否、条件付き販売、差別的販売又は販売契約の取消を言う。
- c- 活動又は競争環境に影響を及ぼす項目 (a) で規定された特性を持つあらゆる事業者又は電気通信セクター関係者による支配権の乱用行為。この乱用行為とは販売拒否、条件付き販売又は差別的販売を言う場合がある。

- d- 項目 (a) で規定された特性を持つ、電気通信事業者と電気通信セクター関係者間における合併。

第 62 条

本法第 61 条 2 項 (a) で記載されたあらゆる特性は、公平で自由、平等、効果的な競争の原則を侵害する、以下に記載される活動として推定されるものとする。

- a- 1 社若しくは複数の電気通信事業者に対し独占的権利を付与する協定又は独占的権利を確保する運営についての協定。
- b- TRC による評価及び査定に基づいて規則により認められたものを除く、あらゆる形態及び方法による助成金の提供。
- c- ある電気通信事業者の営業機密、技術、財務又は財務以外の秘密情報の、別の電気通信事業者若しくは利害関係者による使用。
- d- ある電気通信事業者が別の電気通信事業者若しくは利害関係者に対し、必要な設備に関する技術情報及び商取引上の情報を提供しなかったこと。
- e- サービスの範囲、ネットワークの容量、施設、サービス提供の施設及び期間その他 TRC が判断する要素を顧慮せずに、ある電気通信事業者が 1 社若しくは複数の電気通信事業者若しくは電気通信セクター関係者、別の共同事業者、又は利用者に対して示す差別的取扱い姿勢又はサービス提供の拒絶。
- f- 法及び適用規定により定められた違法な競争についての特性を内在したサービスパッケージ若しくは製品又は条件付き販売。
- g- 競争制限に関する法律その他の規制に基づいて定められたその他の行動。

第 63 条

TRC は、電気通信事業者からの申請受領後、本法その他の規制に基づいて MPTC が決定するその他の条件に従い、電気通信事業者の合併及び株式の取得又は担保となっていた株式の取得について事前承認を付与するものとする。

合併、他の企業の買収又は株式若しくは担保となっている証券の取得は、TRC からの承認を取得していなかった場合には無効である。

1 社又は複数の電気通信事業者が財政上の困難に直面している場合、MPTC は、TRC の要請に基づき、当該電気通信事業者の合併及び株式の取得の可能性について調査する権利を持つものとする。

第 11 章

電気通信事業者及び受信契約者の権利

第 64 条

電気通信事業者は、以下の基本的な権利を持つものとする。

- a- 本法その他の規制における規定に基づき合法的で公平な競争を行う権利。
- b- 電気通信セクターの発展に関する政策及び規制の作成についての協議に参加する権利。
- c- 本法その他の規制における規定に基づき電気通信サービス料金を設定し受信契約者に請求する権利。
- d- 本法その他の規制における規定に基づき、請求の決済がない又は契約違反の場合のサービスの切断又は停止を行う規則に関連した権利。
- e- 契約違反の場合に受信契約者が発生させた損害についての補償を受ける権利。
- f- 憲法その他の規制に基づき、団体を組織し行動規範を共同して作成する権利。
- g- 本法その他の規制が定めるその他の権利。

第 65 条

受信契約者は、以下の基本的な権利を持つものとする。

- a- 良質な電気通信サービス及び関連するサービスについての情報を受け取る権利。
- b- 別の法で具体的に別段の定めがある場合を除き、電気通信サービスをプライバシーの保たれた確実安全な状態で使用する権利。
- c- 電気通信セクターの発展に関する政策及び規制の制定についての協議に参加する権利。
- d- 電気通信セクターに関し TRC に対し問合せをする権利。
- e- 受信契約者と電気通信事業者、本法その他の規制に基づいて指定された許可又は認可の保有者との間の紛争解決制度を利用する権利。
- f- 契約違反の場合に電気通信事業者及び関係者が発生させた損害の賠償を受ける権利。
- g- 憲法その他の規制に基づいた結社の権利。
- h- 他の規制が定めるその他の権利。

第 66 条

公共の秩序に影響を及ぼし国家の安全を脅かすおそれのある電気通信基盤及びネットワークの構築、設置、利用及び変更又は電気通信セクターにおける設備の構築、設置及び利用は禁止されている。

第 12 章 紛争解決

第 67 条

電気通信事業者と電気通信事業者との間及び電気通信事業者と受信契約者との間において電気通信セクターに関連した紛争が生じた場合、刑事事犯である場合を除き、当事者は、当該紛争の裁判所への訴えの提起に先立ち、TRC に対し、調停を求めて申し立てなければならない。

調停手続は、MPTC が定める。紛争解決についての業務費用は MPTC 及び経済財政省の合同省令により定められるものとする。

第 68 条

調停に取り組んだ結果は、両当事者の譲歩による解決が合意に至ったか又は合意できなかったかを記載して TRC が記録するものとする。記録は TRC 及び当事者が署名し全ての関係当事者に写しが配布されるものとする。

TRC の面前で成立した合意は、調停に関する当該記録を受領した日から 30 日以内に有効に実施されなければならない。

調停記録におけるとおりの合意の実施に当事者らが同意しない場合又は同意が成立していない場合、紛争当事者は、適用となる規定に従い仲裁を申し立てるか、又は裁判所に訴訟を提起することができる。

電気通信セクターにおける仲裁人としての資格を取得するため、商取引仲裁を提供する任にある仲裁人は MPTC による追加の研修を受講しなければならない。本研修の条件は MPTC 省令により定められるものとする。

本条は、本法第 31 条項目 (e) には適用されないものとする。

第 69 条

本法の規定に基づいて MPTC が規制する措置に加え、電気通信事業者及び電気通信セクター関係者が本法その他の規制の規定に違反した場合、TRC は以下に記載する手続のいずれも取ることができる。

- a. 警告書を発行すること。
- b. その者に対し本法その他の規制における規定に基づき損害を補償するよう命令する指導書を発行すること。
- c. 管轄裁判所に対し、当該損害を発生させた者に適用規定の遵守及び損害の修復又は補償を命ずることを要請すること。
- d. 行政処分を実施すること。行政処分及び手続については MPTC が追加して規定するものとする。

第 13 章 電気通信検査

第 70 条

MPTC 大臣は、本法の執行を監視、調査、確認及び強化する電気通信検査担当官を

任命しなければならない。

電気通信検査担当官は、以下に記載する職責及び権利を有する。

- a- 電気通信の機器、基盤及びネットワーク並びに電気通信サービスについての技術的検査。
- b- 電気通信犯罪の調査、観察、監視、予防及び取締り。
- c- 電気通信機器の標準機能検査の対象となるデータ標本及び電気通信機器を持ち出し、電気通信サービス量を分析し検証すること。
- d- 証拠を押収し、証拠である旨のラベルを貼り、印を付すこと。
- e- MPTC 大臣が命ずるその他の業務を履行すること。

第 71 条

電気通信検査担当官は、本法に規定された犯罪を監視し、刑事訴訟法に従った執行を行う刑事司法警察員として任命される。

電気通信検査担当官への任命手順及び手続は、経済財政大臣及び MPTC 大臣の合同省令により定められるものとする。

第 72 条

本法に規定された犯罪についての検査及び捜査に関連した活動の枠組み内で、電気通信検査担当官は、刑事訴訟法の規定に従った検査、証拠の押収、関係者の聴取その他の手続を履行する権限を有する。被疑者を拘留する必要がある場合、電気通信担当官は、検察官の承認を得るものとし、その直属の指揮及び調整下に入らなければならない。

電気通信検査担当官は、本法に規定する犯罪の取締りに加わるため、地方政府行政当局及び兵力部隊又は関連するその他の管轄権ある政府機関からの支援を要請することができる。

第 73 条

電気通信検査担当官は、制服、識別章及び階級章を着用しなければならない。法による措置の実施にあたり、電気通信検査担当官は、令状を取らなければならない。

電気通信検査担当官の制服、識別章及び階級章は、政令で定める。

第 74 条

電気通信検査の継続期間中、本法その他の規制で定められた合法的な競争原則に反する特性を有する活動のリストを要請した場合において、電気通信サービス及び機器が本法その他の規制により定められた基準に反する技術条件を有していることについての確固たる証拠が存在する又は分析結果がそれを示しているとき、管轄権を持つ電気通信検査担当官は、手続に従った解決を行うため、犯罪に関連した電気通信機器及びその他の活動の提供、供給、配布を一時的に停止する措置を取る。

第 75 条

電気通信検査担当官の措置に納得しない者は、決定を受領した日から 30 日以内に MPTC に対し、不服申立てを行うことができる。

MPTC 大臣は、申立てを受領後最長でも 45 日以内に当該不服についての判断を行わなければならない。

MPTC 大臣の判断に納得しない者は、手続に従い王国政府の他の機関又は裁判所に対し訴訟を提起する権利を有する。

第 76 条

本法の執行の期間中、その違反の証拠が禁止された製品又は危険な物である場合、電気通信検査担当官は、適用される手続に沿って検察官の破壊命令を求める権利を有する。

本法の執行過程における証拠の送付、運搬、防護及び破壊についての費用は、違反品証拠の所有者が負担する。違反品証拠の所有者が特定されていない場合、全ての費用は国が負担する。

第 77 条

電気通信検査の手順及び手続は、MPTC 大臣省令で定める。

第 14 章

罰則

第 78 条

本法に基づく免許取得後、電気通信事業者が本免許条件又は本法その他の規制で定められた条件を遵守していないことが確認された場合、TRC は、以下の措置を取らなければならない。

- a- 電気通信事業者に対し、条件又は追加条件の遵守を指示すること。
- b- 免許を制限すること。
- c- 当該電気通信事業者が条件又は追加条件を完全に遵守するまで免許を停止すること。

電気通信事業者が本法その他の規制における規定に違反している場合、TRC は、以下の措置を取ることができる。

- a- 電気通信事業者の部門責任者、CEO、経営にあたる役職員若しくは上級職員の職務を一時的に停止する又は終了させること。
- b- 電気通信事業者の事業活動又は関連活動を検査する能力を持つ者を採用し権限を与えること。かかる者は TRC との契約で規定された条件に準じて TRC に報告を行わなければならない。
- c- 電気通信事業者の特定の活動又は活動全般を、それらの活動が免許条件

に合致しているか反しているかにかかわらず制限又は停止すること。

TRC は、第 1 項及び第 2 項に定める措置を取ることができるが、措置を講じる理由を記載し、電気通信事業者に説明の機会を提供する書面通知を電気通信事業者が事前に受領していた場合にはこの限りでない。

第 79 条

罰金に処せられる電気通信セクターにおける罪については、政令で定める。

罰金は、MPTC の所管である。

罰金の条件、手順及び手続は、MPTC 省令で定める。

第 80 条

電気通信基盤及びネットワークの構築、設置若しくは変更又は電気通信セクターにおける設備の構築、設置及び利用について、それらの行為が国家の安全を脅かす原因となる場合には、7 年以上 15 年以下の禁錮に処する。

第 81 条

第 80 条に規定する罪を犯した法人は、140,000,000 リエル以上 300,000,000 リエル以下の罰金及び刑法第 168 条（法人に対する追加処罰）に規定する 1 つ又は複数の追加の罰に処する。

第 82 条

電気通信基盤及びネットワークに対する故意の破壊又は損害行為を行った者は、1 年以上 5 年以下の禁錮及び 2,000,000 リエル以上 10,000,000 リエル以下の罰金に処する。

第 1 項に定める罪を犯した者は、以下のとおり禁錮に処する。

- 当該行為が他人に傷害を負わせた場合は、5 年以上 10 年以下。
- 当該行為が四肢の切断又は恒久的障害の結果をもたらした場合は、7 年以上 15 年以下。
- 当該行為が集団での謀議により実行された場合は、7 年以上 15 年以下。
- 当該行為が故意による人の死亡の結果をもたらした場合は、10 年以上 20 年以下。

第 83 条

第 82 条に規定する罪を犯した法人は、20,000,000 リエル以上 400,000,000 リエル以下の罰金及び刑法第 168 条（法人に対する追加処罰）に規定する 1 つ又は複数の追加の罰に処する。

第 84 条

電気通信基盤及びネットワークの切断，支障若しくは障害又は公共の秩序の混乱を招くことを目的として，電気通信基盤及びネットワーク又は電気通信設備の構築，設置又は変更を行った者は，1年以上5年以下の禁錮及び2,000,000リエル以上10,000,000リエル以下の罰金に処する。

第 85 条

現金の決済を免れる又は電気通信サービスの使用量の利益を得る目的で使用する電気通信ネットワークとともに稼働する技術的情報伝達システムを構築する者は，1年以上5年以下の禁錮及び2,000,000リエル以上10,000,000リエル以下の罰金に処する。

第 86 条

第84条及び第85条に規定する罪を犯した法人は，20,000,000リエル以上100,000,000リエル以下の罰金及び刑法第168条（法人に対する追加処罰）に規定する1つ又は複数の追加の罰に処する。

第 87 条

現金の決済を免れる又は電気通信サービスの使用量の利益を得る目的で，適切な承諾を得ることなく電気通信サービスを使用又は他人に使用させた者は，6か月以上3年以下の禁錮及び1,000,000リエル以上6,000,000リエル以下の罰金に処する。

第 88 条

第87条に規定する罪を犯した法人は10,000,000リエル以上60,000,000リエル以下の罰金及び刑法第168条（法人に対する追加処罰）に規定する1つ又は複数の追加の罰に処する。

第 89 条

以下の者は，6日以上1か月以下の禁錮及び1,000,000リエル以上5,000,000リエル以下の罰金に処する。

- a- 本法第15条に規定する運営上の行為をTRCからの承認なく行った者。
- b- 本法第16条に規定する運営上の行為をTRCからの承認なく行った者。

第 90 条

第89条に規定する罪を犯した法人は，10,000,000リエル以上50,000,000リエル以下の罰金及び刑法第168条（法人に対する追加処罰）に規定する1つ又は複数の追加の罰に処する。

第 91 条

本法第 17 条に規定する運営上の行為を TRC からの免許なく行った者は、6 か月以上 3 年以下の禁錮及び 5,000,000 リエル以上 10,000,000 リエル以下の罰金に処する。

第 92 条

第 91 条に規定する罪を犯した法人は、500,000,000 リエル以上 1,000,000,000 リエル以下の罰金及び刑法第 168 条（法人に対する追加処罰）に規定する 1 つ又は複数の追加の罰に処する。

第 93 条

犯罪又は重罪を犯すという脅迫行為を他の者に対して行い、その脅迫を、身元を明かさずか明かさないかにかかわらず電気通信手段を通じ繰り返し行った者は、1 か月以上 6 か月以下の禁錮及び 100,000 リエル以上 1,000,000 以内の罰金に処する。

第 1 項に規定する罪を犯した者は、以下のとおり禁錮に処する。

- 当該行為が何らかの条件の達成のための命令である場合は、6 カ月以上 2 年以下の禁錮及び 1,000,000 リエル以上 4,000,000 リエル以下の罰金。
- 当該行為が殺害の脅迫であった場合は、6 カ月以上 2 年以下の禁錮及び 1,000,000 リエル以上 4,000,000 リエル以下の罰金。
- 当該行為が条件の達成のための命令を伴う殺害の脅迫であった場合は、1 年以上 3 年以下の禁錮及び 2,000,000 リエル以上 6,000,000 リエル以下の罰金。

第 94 条

第 93 条に規定する罪を犯した法人は、1,000,000 リエル以上 60,000,000 リエル以下の罰金及び刑法第 168 条（法人に対する追加処罰）に規定する 1 つ又は複数の追加の罰に処する。

第 95 条

他の者の資産を破壊、荒廃又は被害を加えるとの脅迫行為を、身元を明かさずか明かさないかにかかわらず電気通信手段を通じ繰り返し行った者は、1 か月以上 6 か月以下の禁錮及び 100,000 リエル以上 1,000,000 リエル以下の罰金に処する。

第 1 項に規定する罪は、この脅迫が何らかの目的を達成すること又は達成してはならないとの命令を伴っている場合には、1 年以上 2 年以下の禁錮及び 2,000,000 リエル以上 4,000,000 リエル以下の罰金に処する。

第 96 条

第 95 条に規定する罪を犯した法人は、1,000,000 リエル以上 40,000,000 リエル以下の罰金及び刑法第 168 条（法人に対する追加処罰）に規定する 1 つ又は複数の追加の罰に処する。

第 97 条

個人的な電気通信システムを使用して会話の相手方ではない者による会話を盗聴又は秘密に録音した者は、1か月以上1年以下の禁錮及び100,000リエル以上2,000,000リエル以下の罰金に処する。

上記第1項の規定は、関係者の承認又は立法機関からの承認を伴ってなされた会話の聴取若しくは録音には適用されないものとする。

会話の当事者若しくは立法機関からの又は適用される法規制による法的な権利を取得せずに行われた会話の内容の公表をした者は、同様に処罰されるものとする。

第 98 条

第 97 条に規定する罪を犯した法人は、1,000,000 リエル以上 20,000,000 リエル以下の罰金及び刑法第 168 条（法人に対する追加処罰）に規定する 1 つ又は複数の追加の罰に処する。

第 99 条

電気通信システムを用いてソフトウェア若しくは盗聴器を製造、設置若しくは販売する行為又は会話を記録した者は、6か月以上2年以下の禁錮及び1,000,000リエル以上4,000,000リエル以下の罰金に処する。

第 100 条

第 99 条に規定する罪を犯した法人は、10,000,000 リエル以上 40,000,000 リエル以下の罰金及び刑法第 168 条（法人に対する追加処罰）に規定する 1 つ又は複数の追加の罰に処する。

第 101 条

電気通信システムの使用にあたり第三者の身元を取得し、その使用が当該第三者に対する犯罪の訴追を引き起こした又は引き起こす可能性があった場合、かかる取得を行った者は、1年以上3年以下の禁錮及び2,000,000リエル以上6,000,000リエル以下の罰金に処する。

第 102 条

本法第 58 条第 1 項、第 61 条又は第 62 条に違反して不正な競争をしている電気通信事業者又は電気通信セクター関係者に対し、TRC は期限設定を付した是正条件を伴う警告書を交付するものとする。

上記警告書の交付を受けた者がこれを尊重しない場合、それらの者は、6か月以上3年以下の禁錮及び50,000,000リエル以上100,000,000リエル以下の罰金に処する。

第 103 条

第 102 条に規定する罪を犯した法人は、500,000,000 リエル以上 1,000,000,000 リエル以下の罰金及び刑法第 168 条（法人に対する追加処罰）に規定する 1 つ又は複数の追加の罰に処する。

第 104 条

原価、財務報告又は非財務情報を偽って TRC に提出した者は、1 年以上 3 年以下の禁錮及び 50,000,000 リエル以上 100,000,000 リエル以下の罰金に処する。

第 105 条

第 104 条に規定する罪を犯した法人は、500,000,000 リエル以上 1,000,000,000 リエル以下の罰金及び刑法第 168 条（法人に対する追加処罰）に規定する 1 つ又は複数の追加の罰に処する。

第 106 条

個人が犯した罪に関し、以下の刑事法規に定められた 1 個又は複数の追加の罰が宣告されるものとする。

- 1- 市民権の一部剥奪。
- 2- 職業への従事期間中に当該犯罪が行われた場合、その職業への従事の禁止。
- 3- 居住禁止。
- 4- 有罪判決を受けた外国人のカンボジア王国領内への入国及び居留の禁止。
- 5- 犯罪を実行するために使用された又は使用を計画されたあらゆる道具、材料若しくは品目の没収。
- 6- 犯罪の対象となった目的物又は資金の没収。
- 7- 犯罪に起因して生じた利益又は財産の没収。
- 8- 犯罪が行われた施設内の用具、物品及び家具の没収。
- 9- 有罪判決を受けた者が所有する車両の没収。
- 10- あらゆる種類の武器、爆発装置及び銃弾の保有又は取得の禁止。
- 11- 公的調達資格喪失。
- 12- 犯罪を準備又は実行した組織の閉鎖。
- 13- 広く公開で行われる又は市民が利用する事業の組織による運営の禁止。
- 14- 言い渡された判決の掲示。
- 15- 言い渡された判決の報道機関への公表。
- 16- 言い渡された判決のあらゆる視聴覚電気通信を使用した公表。

第 107 条

法人が犯したあらゆる罪は、組織又は当該法人のためにその代表者が犯した罪である。

組織又は当該法人の代表者とは、当該法人の定款に沿って法人名義で決定を行う権利を持つ組織又は個人を言う。

法人の刑事責任は、当該個人の責任を免ずるものではない。

第 108 条

本法の執行を妨げるために自身の権限を乱用した、又は自身の権力を使用した MPTC 及び TRC の職員は、適用法に従って行政処分を受けるものとし、その行政処分はその他の刑事犯罪の対象となることを免ずるものではない。

第 109 条

本法の対象となる違法な行為の未遂は、上記で言及された犯罪に適用される処罰と同等の罰に処する。

第 15 章 経過規定

第 110 条

本法発効の日から 1 年以内に、電気通信事業者又は電気通信セクター関係者は、許可、認可又は免許についての書類を統合するため、本法その他の規制に従い、TRC においてそれらの再申請を行わなければならない。

第 111 条

カンボジア電気通信規制庁は、本法発効後のカンボジアの電気通信規制機関である。カンボジア電気通信規制庁は、カンボジア電気通信規制庁の組織及び機能についての政令が効力を生じるまで継続してその機能及び職務を履行しなければならない。

第 112 条

本法第 6 章及び 7 章で対象とされた規定は、本法の効力発生後 1 年以内に適用されるものとする。

第 15 章 最終規定

第 113 条

本法に反するあらゆる規定は、無効とする。

第 114 条

本法は、直ちに公布される。

王宮，2015 年 12 月 17 日

署名及び押印

NORODOM SIHAMONI

本法で使用する用語集

- **全国均一サービス提供義務**とは、電気通信事業者の義務であり、国民に対し基本的な電気通信サービス及び付加価値の付いたサービスを、適切な価格及び良好な提供品質によりカンボジア王国全土において入手可能となるように提供するにあたっての情報通信技術を言う。
- **全国均一サービス提供義務プログラム**とは、全国均一サービス提供義務の施行、企画及び実施についての王国政府の政策又は戦略計画を言う。
- **ソフトウェア・プログラム**とは、利用者がデスクトップ、ラップトップ、スマートフォン等プログラムのインストールを必要とするあらゆる電子機器上で又はそれらを用いて作業を行うことを手助けするために設計されたコンピュータープログラムを言う。
- **能力強化及び研究開発**とは、電気通信セクター及び情報通信技術分野における専門能力、研究開発の構築、訓練及び強化を実現する方法を言う。
- **基盤及びネットワーク相互接続**とは、ある電気通信事業者の基盤及びネットワークと別の事業者の基盤及びネットワーク間の相互接続を言い、異なったネットワーク上の利用者又は顧客が互いに円滑に通信若しくはメッセージ交換のために接続することを可能とする。
- **電気通信番号設定図書公表**とは、電気通信番号設定に関する図書、文字情報又は文書を紙媒体若しくはソフトコピーにより公表する、営業又は取引目的のあらゆる活動を言う。
- **基本契約**とは、電気通信基盤及びネットワークの相互接続及び利用可能性に関しての内容及び条件を定めた法律文書又は規程集を言う。
- **相互接続契約**とは、基盤及びネットワークの相互接続についての契約を言う。
- **電気通信コード番号**とは、カンボジア王国国内における電気通信サービスの提供において使用するため電気通信事業者に配布される電気通信についての番号、コード番号及び特殊記号を言う。
- **情報格差**とは、都市、町及び地方におけるサービスの享受及び情報通信技術の利用における格差を言う。
- **電気通信機器**とは、電気通信システム及び情報通信技術での使用を目的として製造又は輸出若しくは輸入される機器、装置、付属部品若しくは予備の物品を言う。
- **電気通信サービス基準原価**とは、競争の合法性及び忠実性を審査し監視するためある特定の時点を基準として電気通信事業者がカンボジア電気通信規制庁（TRC）

に提出する電気通信サービスの基準原価を言う。基準原価の計算式は TRC の要請により MPTC が決定するものとする。

- **電気通信サービス価格**とは、電気通信事業者が決定する利用者に対しての電気通信提供価格を言う。
- **電気通信サービス及び通信技術データ**とは、直接ネットワーク接続又はその他の適切な技術方式を通じて電気通信セクターの関係事業者又は関係者に提供される電気通信事業に関連したあらゆるデータを言う。
- **電気通信市場**とは、電気通信セクターでの取引が行われる場所を言う。
- **全形態**とは、競争に基づいて提供されるよう定められたあらゆる形態を言う。
- **電気通信**とは、電磁波、電子、無線、光その他の形態によるエネルギーを利用した信号、データ、音声、画像その他の情報手段の送信及び受信における科学技術を言う。
- **無線周波数帯**とは、周波数又は電波により送信されて測定される全電磁波の波長分布を言う。
- **無線周波数**とは、一定期間中の電波の振動率を言う。
- **カンボジア電気通信規制庁**とは、法に基づいて設置された電気通信規制機関を言う。
- **者**とは、自然人又は法人を言う。
- **電気通信セクター関係者**とは、電気通信セクターにおいて取引を行っている電気通信事業者以外の自然人又は法人を言う。
- **共通ネットワーク**とは、複数の電気通信事業者が使用するネットワークを言う。
- **電気通信事業者**とは、カンボジア王国において電気通信事業を営む免許を受けた法人を言う。
- **電気通信事業**とは、電磁波、電子、無線、光その他の形態によるエネルギーを使用した信号、データ、音声、画像その他の情報手段の送信及び受信における科学技術に関連したあらゆる活動を言う。
- **国内電気通信番号設定計画**とは、カンボジア王国内の電気通信における番号、コード番号及び特殊記号を施行し決定するために策定された計画を言う。
- **国内無線周波数帯計画**とは、国内及び国際的基準を遵守するため効率的に国内における無線周波数帯を特定して配分し使用する計画を言う。
- **管轄適格の仲裁**とは、仲裁法廷を利用した紛争の調停手続を言い、その仲裁人は電気通信セクターにおける情報通信技術についての研修を修了し MPTC から資格を取得している。

- **全国均一サービス提供義務基金**とは、全国均一サービス提供義務プログラムの実施を支援するために使用される財政総合対策制度を言う。
- **電気通信番号**とは、電気通信における番号、コード番号及び特殊記号を言う。
- **国家安全保障防衛セクター**とは、本法第3条に関して国家安全保障防衛セクターで使用される電気通信活動を言う。
- **緊急サービス**とは、緊急時に公的に使用される電気通信サービスを言い、国家警察組織、消防及び救急サービス組織に提供される。
- **電気通信サービス**とは、電磁波、電子、無線、光その他の形態によるエネルギーを使用した音声、データ、信号、画像その他の情報手段の送信及び受信のために提供されるあらゆる活動を言う。本法における電気通信サービスには基本的電気通信サービス及び付加価値電気通信サービスが含まれている。
- **基本的電気通信サービス**とは、世界貿易機関の定めに従い利用者がある一定の時点において互いに直接交信することを可能にする電気通信サービスを言う。
- **付加価値電気通信サービス**とは、電気通信事業者が情報の形態若しくは内容の改良又は情報の保存及びダウンロードの機能の提供により、基本的電気通信サービスに付加価値を付けて提供するサービスを言う。
- **公共電気通信サービス**とは、国民一般に提供するための電気通信サービスを言う。
- **電気通信基盤及びネットワーク**とは、ネットワーク上の電気通信信号送信等の電気通信設備の組立て及び関連する電気通信構築物を言う。
- **サポート用電気通信基盤**とは、電気通信基盤のサポート及び保護を目的とする基盤施設を言う。
- **物理的公共基盤**とは、通信セクター、エネルギー、浄水、固形廃棄物及び廃液、電気通信セクターの利用に供される基盤施設を含む一連の基盤施設並びにその他の公共基盤施設を言う。
- **支配関係**とは、他の者との支配従属の関係がある状態を言う。
- **電子アドレス**とは、情報通信技術ネットワークのアドレス又は識別情報を決定するための数字若しくは電子的文字を言う。
- **付帯予算**とは、経済財政省が定める様式に則った省庁及び技術制御機関の予算とは分離された体系で構築された予算を言い、公共財政制度に関する法律で規定された年間予算作成日程表に準拠している。この予算は省庁及び技術制御機関の予算に付帯され、それらの目的に役立てられる。